

「共同受注」方式による

維持管理統合業務委託



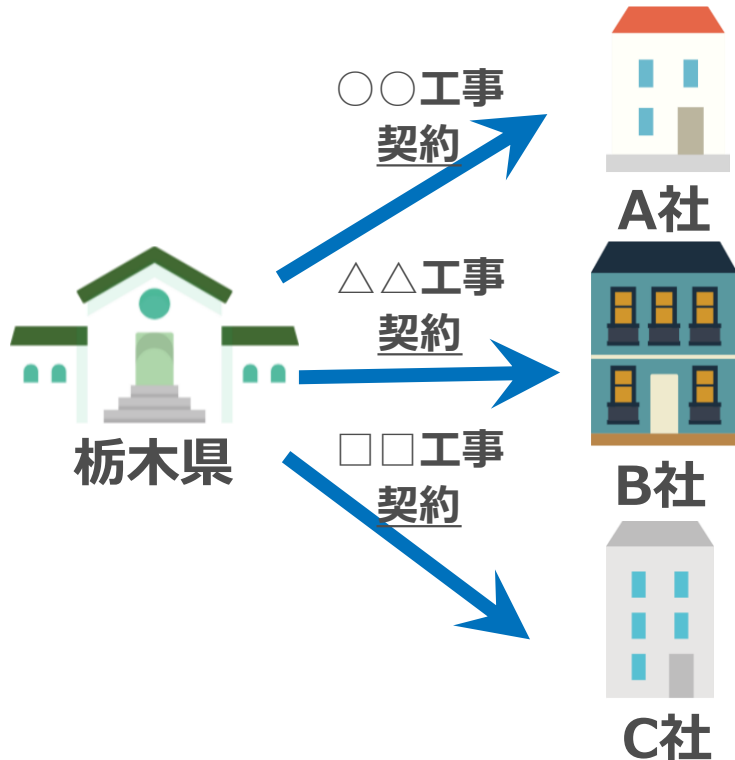
一般社団法人 栃木県建設業協会
栃木県建設業協同組合連合会

令和8年4月16日 国土交通省
インフラマネジメント戦略小委員会

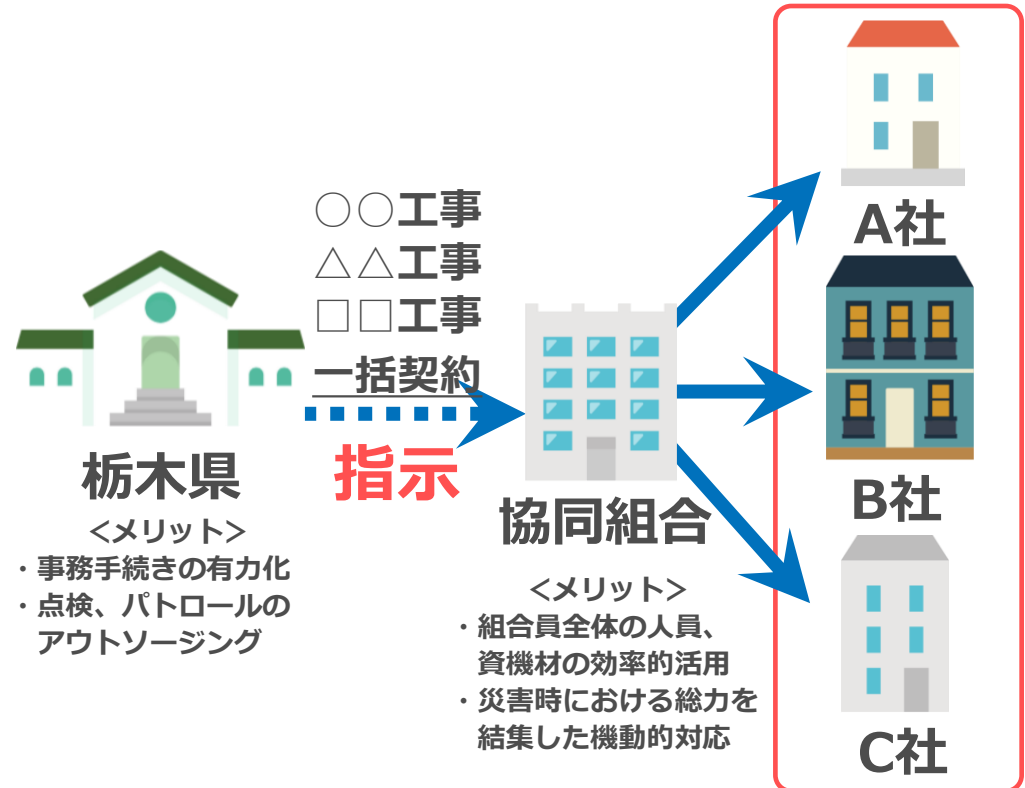
1-1 協同組合による維持管理統合業務委託方式（共同受注方式）とは

行政が、一定のエリアの道路河川等の維持管理業務や災害対応などを、まとめて長期契約で発注し、協同組合が一括受託することにより、エリア内の維持管理業務を効率的に実施しようとするもの。

従来方式



維持管理統合業務委託方式



※発注形式などの面から「一括発注方式」「統合管理業務委託」「共同受注」などと言う場合があります。

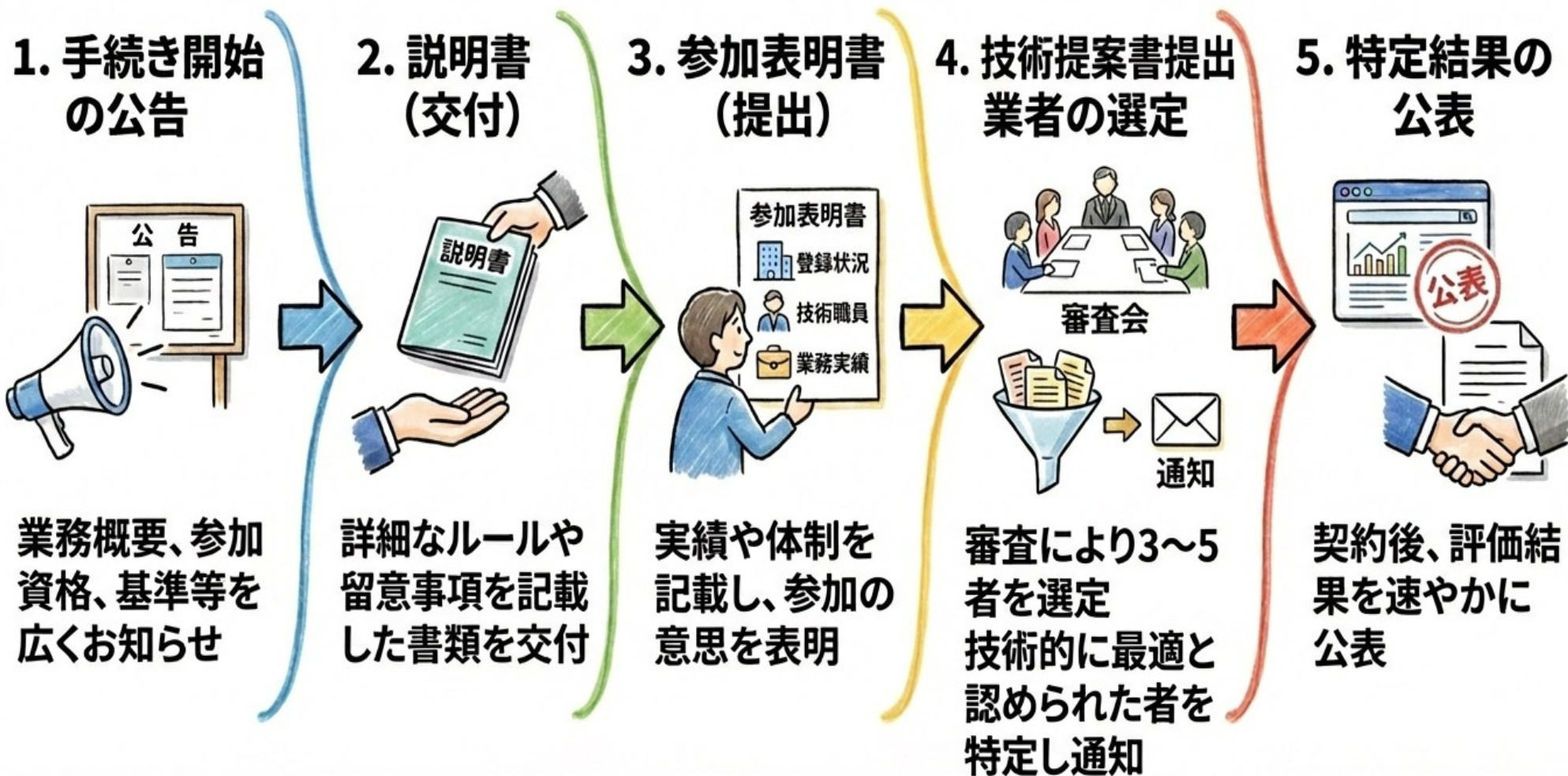
1-2 「共同受注方式」のポイント

<受注側>

1. 建設業協会の支部単位（県土木事務所単位）で協同組合を設立
（**協会支部員=協同組合員** 全会員の同意）
2. 実際の業務は、組合員が組合から一次下請け契約により実施
3. 協会員の持つ人員、資機材を有効に運用

1-3 「共同受注方式」のポイント

公募型プロポーザル方式の流れ（栃木県 維持管理統合業務委託）



1-4 「共同受注方式」の前提条件

<受注側>

1. 受発注方式に関し、業界内業者間の合意が図られていること
2. 協同組合設立の要件を満たすこと

1-5 「共同受注方式」のポイント

<受注側>

1. 協同組合は**建設業の許可**を持っていること
 - ①建設業務の**管理責任者を設置**する必要がある
建設業に関し、管理責任者として5年以上の経験がある
※建設会社役員経験
 - ②**専任技術者を設置**する必要がある
国家資格者・2年以上の指導監督的な実務経験
 - ③安定した**財産を保有**している
欠損の額が資本金の20%を超えていないこと
流動比率が75%以上
資本金の額が2,000万円以上
自己資本の額4,000万円以上
 - ④欠格事由に当てはまらない
自己破産して復権していない、犯罪歴がある等
2. 協同組合は国、県、市等の**入札参加資格を有している**こと

1-6 「共同受注方式」のポイント（入札参加条件）

1. 土木一式工事の認定



土木一式工事の
認定を受けて
いること

2. 県内主たる営業所



栃木県内に建設業法
に基づく主たる営業所
(本社または本店)
を有すること

3. 15年間の履行実績



過去15年間に
道路除雪・維持管理
業務の履行実績
(事業協同組合の場合
は組合員たる1事業
者の実績で可)

4. 専任技術者の配置



主任技術者
(監理技術者)
1名を専任で配置
できること

2-1 栃木県建設業協会・建設業協同組合の組織

栃木県建設業協会は、栃木県の土木事務所毎に所在する10支部で構成され、
いずれも建設業協同組合を併設し、**県の維持管理統合業務委託を行っています。**



栃木県

- ① 宇都宮土木事務所
- ② 鹿沼土木事務所
- ③ 日光土木事務所
- ④ 真岡土木事務所
- ⑤ 栃木土木事務所
- ⑥ 矢板土木事務所
- ⑦ 大田原土木事務所
- ⑧ 烏山土木事務所
- ⑨ 安足土木事務所



【栃木県の統合業務委託 業務内容】
 「道路維持管理業務」410路線・3,578.9km 「道路除雪業務」118路線・1,372.9km
 「河川維持管理業務」322河川・2,519.6km 「砂防施設等維持管理業務」1,416箇所
 「ダム」6箇所「その他：道路パトロール業務、委託作業業務、維持補修作業、排水ポンプ車による緊急排水作業、1式」

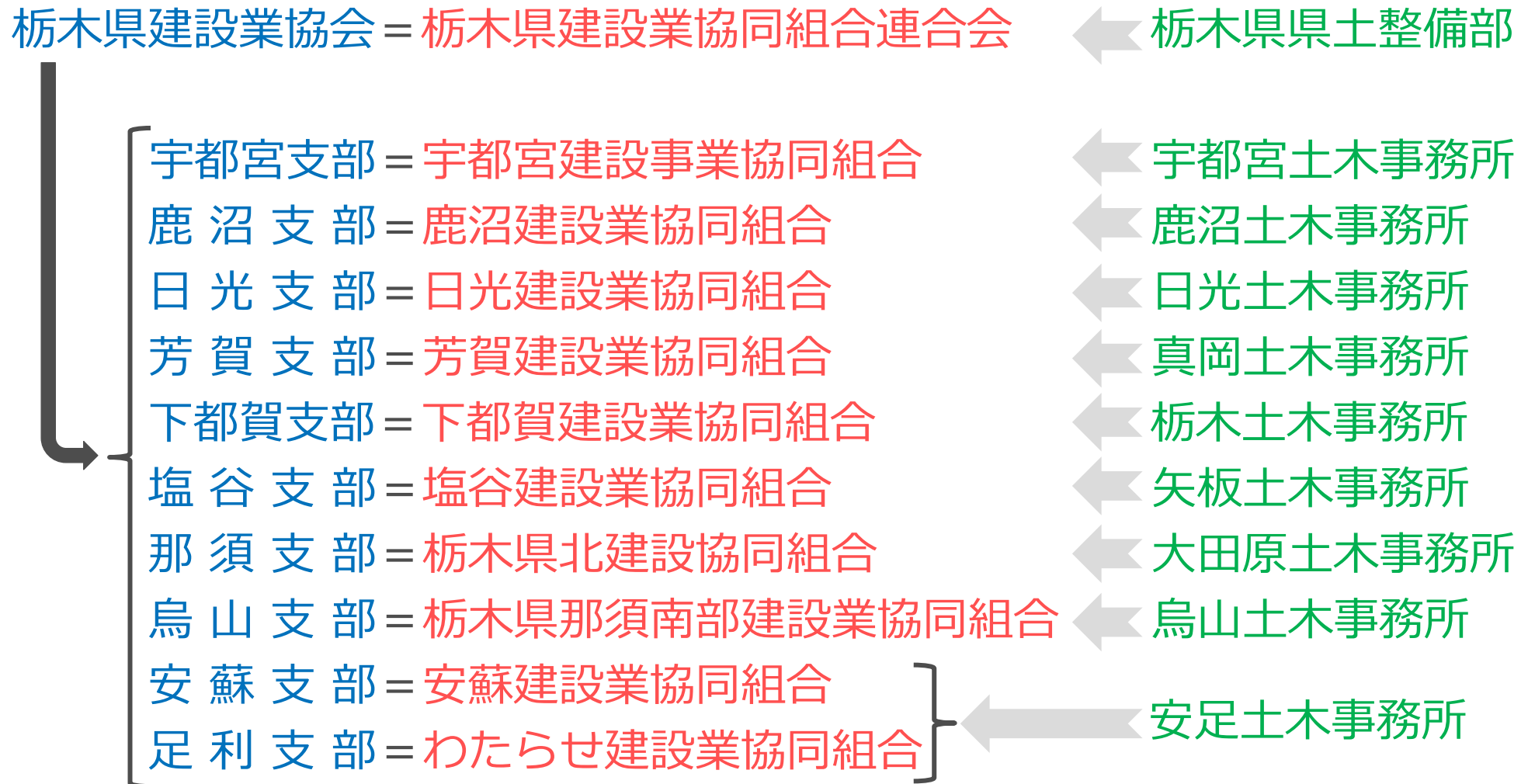
TC 栃木県建設業協会
344 組合員数

宇都宮 支部 (S21.4.1 設立) 74 組合員数	塩谷 支部 (T12.1.1 設立) 34 組合員数
鹿沼 支部 (T12.1.1 設立) 25 組合員数	那須 支部 (S24.1.18 設立) 42 組合員数
日光 支部 (S23.2.26 設立) 35 組合員数	烏山 支部 (S23.2.26 設立) 14 組合員数
芳賀 支部 (S22.2.26 設立) 30 組合員数	安蘇 支部 (S21.4.1 設立) 17 組合員数
下都賀 支部 (S22.4.1 設立) 59 組合員数	足利 支部 (S23.4.1 設立) 14 組合員数

組合員数：令和8年3月末現在
 (※組合員数と支部員数はイコール)

※①県行政の組織改編に伴う出先機関の統廃合により9土木事務所に減少しましたが、支部は従来のまま事業活動を展開しています。
 ②栃木県の統合業務委託は、栃木県の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告」に記載の業務内容（令和7年度 現在）

2-2 「建設業協会」と「協同組合」「県土木事務所」の関係



3-1 栃木県において「共同受注方式」に取り組んだ理由

建設業界の課題

- ・ 公共事業の縮減
- ・ 受注競争の激化
- ・ 低入札価格
- ・ 技術者の高齢化
- ・ 若年者確保

災害・除雪・維持管理を担うことが困難

行政機関の課題

- ・ 予算の縮減
- ・ 職員の削減
- ・ 法規則の複雑化
- ・ 中堅職員の不足
- ・ 即時対応

行政が維持管理全般をカバーするのが困難

課題解決

協同組合を活用した維持管理業務委託の取り組み

3-2 栃木県において「共同受注方式」に取り組んだ理由

特に受注者側の動機

平成21年頃

公共投資の削減・民間投資の抑制

地域建設業者の経営状況の悪化

人材の確保及び機械保有の困難化

災害発生時における緊急対応・除雪対応に支障が顕著化

地域を守る使命
有事対応

組合員の経営の安定化
地域建設業の存続

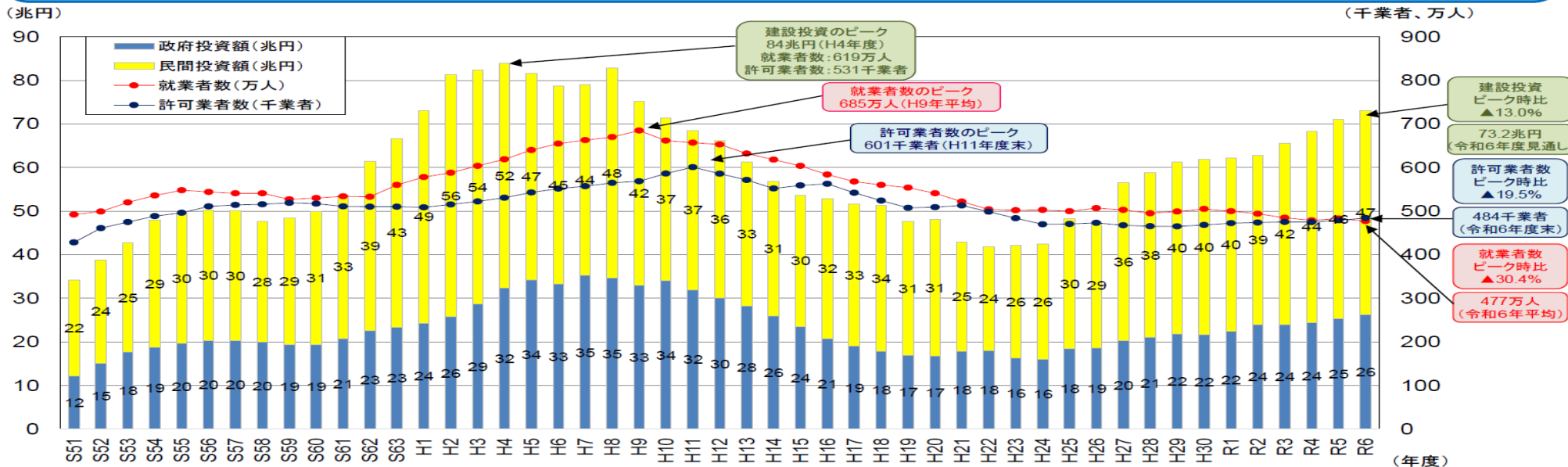
協同組合による共同受注

官公需適格組合認定による発展

3-3 栃木県において「共同受注方式」に取り組んだ理由

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

平成7年	平成10年	平成16年	平成23年	平成28年	令和3年	令和6年
兵庫県南部地震	那須水害	新潟県中越地震	東日本大震災 共同受注開始	熊本地震	地区土砂災害 熱海市伊豆山	能登半島地震

4 道路及び河川等維持管理統合業務委託の流れ (概要)

1. 事案発生



2. 現地確認 (組合)



3. 確認後 作業方法及び概算見積書を提出 (組合→土木事務所)



作業方法・概算見積をシステムに入力

4. 提出内容を確認し指示書を発行 (土木事務所→組合)



5. 作業実施 (組合)



6. 作業完了後 結果報告等をシステムに入力



7. 完了



5 道路及び河川等維持管理統合業務委託の実施例

【発注者】 栃木県

【受託者】 栃木県北建設業協同組合

【業務内容】

本業務は、栃木県大田原土木事務所における道路及び河川等の維持管理業務（ただし、道路維持管理業務、河川維持管理業務及び砂防施設等維持管理業務の業務については、1件あたりの指示業務金額が250万円以下のものに限る。）を委託するものである。

ア	道路除雪業務	一般国道400号外	53路線 (L=638km)
イ	道路維持管理業務	一般国道400号外	53路線 (L=638km)
ウ	河川維持管理業務	一級河川那珂川外	75河川 (L=602km)
エ	砂防施設等維持管理業務	蛇尾川外	147箇所

【入札方式】 プロポーザル方式

6-1 実施例「平時」



道路アンダーパス等の冠水対応



道路施設損傷等の緊急工事
(交通事故の処理)



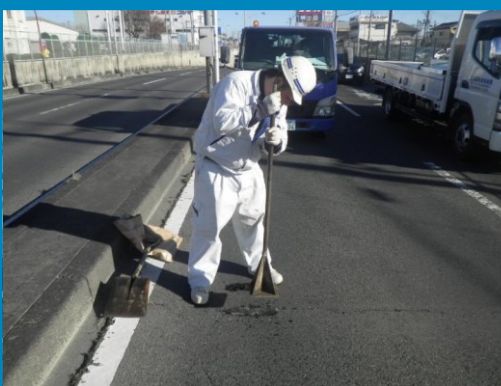
地震時のパトロール



除雪作業



危険木の除去



道路の修繕・補修



河川漂流物の処理

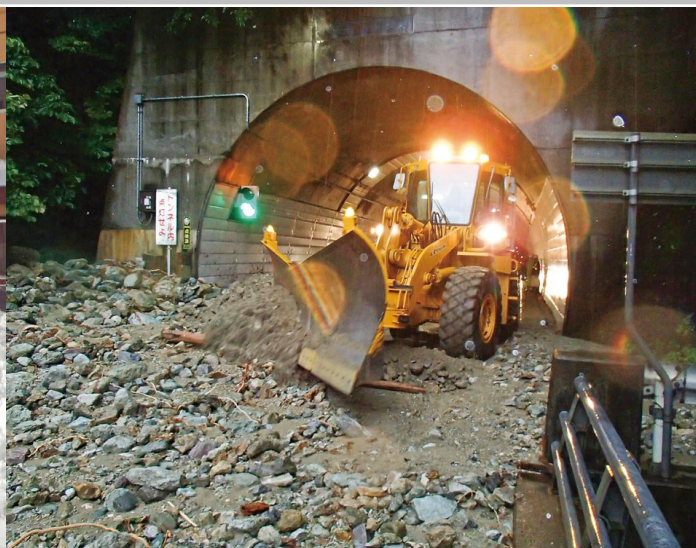


凍結防止剤の散布

6-2 実施例「異常時・緊急時」



【平成26年 豪雪（日光市）】



【平成27年 関東・東北豪雨】



【令和元年 東日本台風】



【令和3年 鳥インフルエンザ（芳賀町）】



【令和3・4・6年 豚熱（栃木市、那須塩原市、那須烏山市、那珂川町）】



7-1 「共同受注方式」導入による**業界**への効果

1. 地域建設業界として、安定した**仕事量が確保**できた
2. 建設業協会**会員数の増加**に寄与した
3. 協同組合による**地域雇用の創出**が図られた
4. 道路河川維持管理業務委託（除雪）の一元管理により、官民情報の共有化と連携の強化が図られた
5. 通年発注により、繁忙期と閑散期を地域全体として**業務の平準化**が図られた。
また、これにより雇用の安定化が図られた
6. 行政と窓口を一元化でき、情報の共有・伝達がスムーズになった
7. 有事における、より速やかな対応が可能となった
8. 協同組合の**財務内容が改善**された

7-2 今後の課題と方向性（業界）

1. 協同組合員が1者でも事故等により指名停止等の措置を受けた場合、協同組合が指名停止等になってしまう。その場合、代替できる業者がいなくなる。



地域全体の維持管理、緊急対応が機能不全に陥る可能性があるため、対応策が急務

2. 維持管理統合委託の**対象**を、道路・河川のみから「公園施設」「公営住宅」「教育施設」等へ**拡大**
また、委託**内容**を「維持」から「点検、監視」「工事」等まで**拡大**して頂きたい。
3. 「県」のみならず、「**国、市町村**」でも維持管理統合委託を行って頂きたい。



すべては地域の人びとの笑顔のために。

災害に備えて社会資本を整備するとともに、いざ災害が起こった際には迅速な復旧に努める・・・それが私たち建設業の仕事です。
地域の人びとが、ずっと笑顔でいられるように。私たちはこれからも安心・安全を支えつづけてまいります。

「ふつう」を守る、「とくべつ」な使命。



一般社団法人 栃木県建設業協会



ホームページ



X (エックス)



YouTube